

「日本遺産魅力増進事業 誘客につながる炭鉄港情報発信事業」 委託業務プロポーザル企画提案指示書

1 委託する業務名

「日本遺産魅力増進事業 誘客につながる炭鉄港情報発信事業」委託業務

2 委託業務の目的等

炭鉄港地域及び札幌などの周辺地域においては、産業遺産や歴史に興味のある層を中心に、日本遺産「炭鉄港」の認知度は着実に上昇しているが、全国的な認知度については未だ低く、課題となっている。コロナ禍明けで国内での旅行機運が高まっている中、「炭鉄港」の全国的な認知度を向上させ、道外の観光客を誘致するため、全国の幅広い層に向けて周知する必要がある。

3 業務の概要等

(1) 業務の内容

国内旅行を検討している幅広い層に向けて炭鉄港のPRを行うため、炭鉄港地域を取材、撮影し、動画配信サービス等の不特定多数が閲覧する媒体で日本遺産「炭鉄港」のPRを行う。

また、旅行者向けの観光地紹介のページに、炭鉄港を紹介するページを作成し、文化遺産に興味のある層を誘客する。上記に加え必要に応じ、日本遺産魅力増進事業における、調査事業等のサポートアドバイスを行う。

(2) 業務の執行

ア 不特定多数に対する動画配信サービス、メールマガジン等を用いた広報について

- ・ 道外客を想定した内容にすること。
- ・ 実施した広報の効果（PV数等）を実施報告書で示すこと。
- ・ 配信内容や、媒体、期間などについて委託者と相談の上決定すること。
- ・ 広報効果を十分に見込めるアカウントで投稿すること。

イ 旅行者向けWebサイトを用いた広報について

- ・ 閲覧者に炭鉄港に興味を持ってもらえる内容とすること。
- ・ 興味を持ったユーザーが、必要に応じて既存の炭鉄港ポータルサイトから必要な情報を得られる構成とすること。
- ・ 閲覧者が使用しやすい構成、レイアウトにすること。
- ・ 旅行者の閲覧実績があるサイト内にページを作成すること。
- ・ 掲載内容については委託者と相談の上決定すること。

ウ 日本遺産魅力増進事業へのサポートについて

- ・ 委託者及び協議会構成員、協力団体と連携を取り、必要に応じてサポートを行うこと。

(3) 成果品の納品

ア 動画サービス、メールマガジン等の配信

イ Webサイトへのアップロード

アーウ 配信に使用したデータ一式（媒体は委託者と調整）

事業全体の実施報告書（A 4 2部及びデータ）

4 提案にあたっての留意事項

- (1) 受託者は、本委託業務に伴い発生する著作権等の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を、当協議会に譲渡すること。
- (2) 受託者は、当協議会及び当協議会が指定する第三者に対し、本委託業務に伴い発生する著作人格権を行使しないこと。

5 契約期間

委託契約締結日から令和6年2月9日（金）まで。

6 予算上限額

6,028千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限額とする。

7 選定業者数

1者を選定する。

8 企画提案者の参加資格要件

単体の事業者（法人・団体及び個人）又はコンソーシアムであって、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 単体の事業者（法人・団体及び個人）が参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。コンソーシアムで参加する場合は、道内に本社又は主たる事業所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者が含まれない。）でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

- ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

(8) コンソーシアムの構成員が単体の事業者（法人・団体及び個人）としても重複参加するものでないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

9 参加表明書の提出

別紙の「参加表明書」を令和 5 年（2023 年）9 月 14 日付け公告に定める日までに提出してください。参加表明書提出後に当該公告に定める参加資格要件を満たさないことが明らかとなったときは、参加表明書の提出は無効となります。

なお、「参加表明書」には、次の書類を添付してください。

- (1) 別紙「法人・団体及び個人またはコンソーシアム構成員の概要」
- (2) 参加を表明する者が法人の場合は、商業登記事項証明書または法人の登記事項証明書、個人の場合は、市町村の発行する身分証明書または住民票
- (3) 参加を表明する者がコンソーシアムの場合は、前記（2）の書類及びコンソーシアム協定書の写し
- (4) 道税事務所または振興局・総合振興局が発行する道税について滞納のないことを証明する納税証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの、写し可）
- (5) 道に納税義務のない者は、本店が所在する都府県が発行する法人事業税に関する納税証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの、写し可）
- (6) 税務署が発行する消費税及び地方消費税について滞納がないことを証する納税証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの、写し可）
- (7) 暴力団関係事業者等でないこと及び今後、これらの者にならない旨の誓約書
- (8) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書面（届出義務がない場合については、社会保険等適用除外申出書（別記第 1 号様式））

- ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

10 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道からの企画提案書提出の要請を受けた者は、「日本遺産魅力増進事業 誘客につながる炭鉄港情報発信事業」委託業務の企画提案書を提出してください。

11 企画提案書の作成方法

- (1) 文章を保管するためにイラストや図表などを使用しても良いが、社名ロゴマーク等、提案者が特定できる図柄は一切使用しないこと。
- (2) 企画提案書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現を用いること。
- (3) 企画提案の内容については、他からの転載を禁止する。
- (4) 提出部数は 10 部提出すること。

- (5) 提出部数 10 部のうち、1 部は提案企業名、個人名を記載したもの、残り 9 部は、A 社、B 社、C 主任研究員、などと匿名により記載すること。
- (6) 匿名で記載する 9 部について、表紙を含む提案書全頁において、提案企業名、個人名の記載がないことを提出前に確認すること。
- (7) 提案内容は、すべて企画提案書に記載すること。既存パンフレット等の添付については受理しない。なお、提出された企画提案書は返却しない。
- (8) 提出された企画提案書の全部または一部について、変更、追加及び削除は認めない。

12 プレゼンテーションの実施

- (1) 企画提案された内容についてのプレゼンテーションを実施する。
- (2) 日時、場所、留意事項等は別途通知する。
- (3) プレゼンテーションは、企画提案書に記載された内容についてのみとし、当該提案書に記載されていない事項の説明や追加資料の配付は認めない。
- (4) 企画提案書を提出した事業者が 5 者を超える場合には、企画提案書による第一次審査を実施し、上位 5 者をプレゼンテーションへの参加事業者とする。

13 企画提案の審査基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 実施体制及び業務処理計画

ア 実施体制 (10 点)

- ・ 適切な労務管理や財務管理の体制が整備されており、業務実施体制が整っているか。

イ 業務処理計画 (10 点)

- ・ 事業実施のスケジュール・経費積算は妥当か。
- ・ 関係団体との打ち合わせ期間の十分な確保など、事業全体のスケジュールに適切な余裕があるか。

(2) 業務遂行能力

ア 類似業務実績 (15 点)

- ・ 過去の実績等から、当該業務を確実に遂行することが期待できるか。

イ 業務に必要な知見 (10 点)

- ・ 地域遺産活用をはじめとする当該業務に必要な知見及び実績を有しているか。
- ・ 関係者等との連携による円滑な事業運営が期待できるか。

(3) 企画提案内容

ア 不特定多数に対する動画配信サービスやメールマガジン等を用いた広報について (30 点)

- ・ 動画の構成など具体的イメージが示されているか。
- ・ 動画配信サービス等を用いた広報について具体的イメージが示されているか。
- ・ 取材から広報までの流れについて説明がなされているか。
- ・ 道外客を想定した作りになっているか。
- ・ 発信に活用するアカウントは登録者等、広報効果を十分に見込めるものか。

イ 旅行者向け Web サイトを用いた広報について (25 点)

- ・ Web サイトの具体的イメージは示されているか。
- ・ 炭鉄港の魅力が十分に伝わるような構成となっているか。
- ・ 閲覧者が操作、情報の獲得をしやすい構成となっているか。

14 参加表明・企画提案に係る留意事項

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とします。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知します。
- (3) 参加表明書の提出後に企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、参加表明の撤回があったものと見なします。また、プレゼンテーションに参加しない場合も、同様に企画提案の意思がないものとみなします。
- (4) 提出された参加表明書または企画提案書は、プロポーザルによる委託事業者の選定のためのみを使用し、機密保持には十分配慮します。ただし、北海道情報公開条例による公文書開示請求がなされた場合は、不開示条号（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- (5) 採択決定後、提出された提案書及び補足資料並びに契約書類に記載された事業概要（図・写真を含む）、委託先・コンソーシアム構成員の名称、契約金額（支出内訳を含む）については、公表・活用する場合がありますので、当該部分の公表・活用については、あらかじめ提案者の了解を得たものとして取り扱わせていただきます。
- (6) 提出された書類は、道において必要な場合、複製を作成することがあります。
- (7) 提出期限以降における参加表明書または企画提案書の差替え、再提出は認めません。

15 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目

炭鉄港推進協議会事務局（北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課内）

担当：毛利

電話番号 0126-20-0034（直通）

FAX番号 0126-25-8144